

道路の異常を見つけたら市建設課へ連絡を

安全で快適に道路を利用できるように樹木の剪定にもご協力ください



8月は「道路ふれあい月間」です。この機会に、道路の役割や大切さを認識して、道路を常に美しく安全で快適に利用できるように協力をお願いします。

■道路の穴や側溝ふたの破損の早期発見にご協力を

道路舗装の穴や側溝のふたの破損など、道路の異常は大きな事故を引き起こす可能性があります。現在、市が管理する道路は約1020km。市は、道路に異常がないか日ごろからパトロールをしていますが、市内全域を把握するのは不可能です。道路の異常をより早く把握するため、道路の穴や側溝のふたの破損などを見つけたときは、市建設課へ連絡してください。

■道路上にかかる樹木は持ち主が剪定を

道路上に樹木がはみ出すと、道幅が狭くなることで、見通しが悪くなったり、歩行者や自動車の通行の妨げになったりと、とても危険です。道路にはみ出した宅地内の樹木は、持ち主が責任を持って剪定してください。みんなで道路を常に美しく、安全で快適に利用できるようにご協力をお願いします。

【問】同課維持係 (☎ 77・8546)



消費生活センター

若者だけでなく高齢者も被害に「携帯電話契約詐欺」にご用心

【事例】SNSで「携帯電話を複数台契約するだけでお金がもらえる」「端末料金や利用料金は支払う必要がなく、端末を渡せばOK」というアルバイトを見つけた。簡単にもうかると思い、指示通り家電量販店を回り、携帯電話を複数台契約。端末を指示された住所へ送った。しばらくして携帯各社から端末代金と回線使用料の高額な請求書が届いた。

【アドバイス】使うつもりがない携帯電話を複数台契約させられ、それをだまし取られる「携帯電話契約詐欺」です。若者だけでなく高齢者も多数被害に遭っています。だまされるとアルバイト料をもらえないだけでなく、複数の端末料金と利用料金、解約料金などを負ってしま

ます。携帯電話を無断で譲渡や転売することは違法です。だまし取られた携帯電話が振り込め詐欺などの犯罪に使われた場合、契約者も犯罪に加担したことになる可能性があります。

●だまされないためのポイント

▷自分が使わない携帯電話は契約しない▷譲渡するときは携帯会社に連絡する

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎ 76・1004）



カードの受け取り忘れていませんか

最大2万円相当のマイナポイントの申し込みは9月末まで



国は、2月末までにマイナンバーカードを申請した人に最大2万円相当のポイントを付与する「マイナポイント第2弾」を実施しています。ポイントを受け取るには9月末までに申し込みが必要です。決済サービスによっては9月末を待たずにポイントの受付を終了する場合があります。カードを受け取った人は早めにマイナポイントを申し込んでください。カードを申請してまだ受け取っていない人は、早めに水の郷で受け取ってください。

水の郷特設会場 火・木曜は午後7時まで

水の郷1階に設置しているマイナンバー特設会場では、カードの受け取りはもちろん、マイナポイント申し込みのサポートなどの各種手続きを支援しています。火曜と木曜は午後7時まで開設している他、日曜の午前中も開設しているので便利です。

●開設時間 ▷月曜、水曜、金曜＝午前9時30分～午後4時▷火曜、木曜＝午前9時30分～午後7時▷日曜＝午前9時～正午（8月20日と9月17日は休み）

カード使って各種証明書をお得に取得

市は、マイナンバーカードを使ったコンビニ交付を推進しています。今年度に限りコンビニ交付の手数料は100円と断然お得（右上表1参照）。使い方が分からないときは、市役所各庁舎で職員がサポートします。詳しくは、市公式サイトで確認してください。

【問】市民課市民係 (☎ 77・8472)



■表1 コンビニで取れる証明書

種類	手数料
▷住民票の写し▷印鑑登録証明書 ▷所得証明書▷所得課税証明書 ▷納税証明書▷戸籍附票	100円 (窓口では300円)
▷戸籍全部事項証明書 ▷戸籍個人事項証明書	450円 (窓口も同額)

コンビニ取得が断然お得



よくある質問にお答え

Q. カードにはどんな情報が入っているの？

A. 税や年金など大事な情報は入っていません。

マイナンバーカードのICチップに入っているのは、名前や住所などです。税や年金などプライバシー性が高い情報は入っていません。健康保険証として使っても薬剤情報などがICチップに入ることはありません。

マイナちゃんからのアドバイス

万が一、カードをなくしたら、24時間365日体制のマイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120・95・0178) へ連絡してね



水源の水をはぐくむ森林をみんなで守ろう

八女市矢部村の「柳川市民の森」で草刈りをするボランティアを募集

矢部川を通してさまざまな分野の交流を深めようと、矢部川の源流がある八女市と下流の柳川市との間で平成17年に締結した「水のふるさと協定」。この協定をきっかけに、柳川市民の手で八女市矢部村にモミジやケヤキなどが植えられ、現在は「柳川市民の森」として約1800本の木々を管理しています。その市民の森で草刈りをするボランティアを募集します。草刈りをしながら、柳川に流れ込む水を守る森林の大切さを感じませんか。

●日時 10月21日(土) 午前7時50分に市役所大和庁舎集合、午後4時30分散散予定。小雨決行 ※昼食は準備します。

●対象 市内に住んでいる人、先着40人(小学生以下は保護者同伴)

●申込方法 8月24日(木)までに市農政課へ直接か電話で申し込み

【問】同課農政係 (☎ 77・8732)

